

○倶知安町議会傍聴規則

平成16年 9月 6日

議会規則第 1号

改正 平成27年 9月17日議会規則第 3号

平成31年 4月11日議会規則第 1号

令和 8年 3月18日議会規則第 1号

倶知安町議会の傍聴に関する規則（昭和40年倶知安町議会規則第 1号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第 3 項の規定に基づき、倶知安町議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴席の区分）

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の制限）

第 3 条 議長は、議場の都合により、傍聴人員を制限することができる。

（傍聴の手続）

第 4 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付票（別記様式第 1 号）に記入しなければならない。

（傍聴券）

第 5 条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券（別記様式第 2 号）を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

5 傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に入場するときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴券の交付を受けた者は、係員が要求したときは、傍聴券を提示しなければならない。

7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

（議場への入場禁止）

第 6 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第 7 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、刃物、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月17日議会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月11日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月18日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

傍聴人受付票

傍聴年月 日	年 月 日	第 回 定例会・臨時会
住 所		
氏 名		
年 齢	（※ 該当する年代に○印を記入してください。） 20歳未満 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代 90歳以上	
職 業	（※ 差し支えなければ記入してください。）	

※ 記入後は、受付箱に投函してください。

(表)

傍 聴 券	
No.	_____
住 所	_____
氏 名	_____
年 月 日(当日限り有効)	
俱知安町議会	
印	

(裏)

傍 聴 人 心 得	
1 この券を所持する者は、券に記載された日に限り本会議を傍聴することができる。	
2 傍聴人は、係員が要求したときは、いつでもこの券を呈示しなければならない。	
3 傍聴を終え退場しようとするときは、この券を返還しなければならない。	
4 傍聴人は、議場に入ってはならない。	
5 傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。	
(1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。	
(2) 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと。	
(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。	
(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。	
(5) 飲食又は喫煙をしないこと。	
(6) みだりに席を離れないこと。	
(7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。	
(8) その他議場の秩序を乱し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。	
(9) あらかじめ議長の許可を得た場合のほか、写真等を撮影し、又は録音等をしないこと。	
6 議長が退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。	
7 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。	

別記様式第1号（第4条関係）

別記様式第2号（第5条関係）